

令和 8 年度

やんばる観光連携事業募集要項

一般社団法人沖縄やんばる DMO

1. 趣旨（はじめに）

一般社団法人沖縄やんばる DMO（以下「当法人」）は、やんばる地域の観光を核とした地域振興のため、多様な主体との連携（公民連携）に取り組んでいます。その一環として、会員事業者の皆さまが持つ独自のアイデア・ノウハウ・技術を活かし、当法人との連携によってやんばる地域の観光に関する課題解決や新たな価値創出を目指す「連携事業提案制度」（以下「本制度」）を実施します。

2. 本制度について

本制度は、会員事業者が、当法人の Purpose・Mission・Vision の実現や、やんばる地域（北部 12 市町村）における広域的な課題解決に資する独自の事業アイデアを提案し、当法人との連携（データ提供、広報協力、関係機関調整等）のもとで実証・実施することを目的とするものです。既存の商品・サービスの単なる売り込みや、一般的な課題解決策の提示は、本制度における「連携事業」としては取り扱いません。

3. 当法人の Purpose・Mission・Vision

提案にあたっては、以下の内容との整合性をご確認ください。

Purpose	世界に誇るやんばるの「生命（いのち）の輝き」を未来へ繋ぎ、持続可能な豊かさを地域にもたらす
Mission	マネジメント：自然と文化が調和した、世界水準のサステナブルな観光地を創造する マーケティング：やんばるの唯一無二の価値を世界に届け、質の高い交流を促進する
Vision	Vision1（経済）：観光が地域経済の柱となり、多様な担い手が誇りをもって活躍する地域 目指す姿:観光客が地域全体を周遊し、宿泊、飲食、体験活動など多様な消費を行うことで、中小事業者や農林漁業者にも経済的な恩恵が行き渡る。「観光需要の偏在化」が解消され、誰もが観光産業の担い手となれる未来。 Vision2（環境文化）：世界自然遺産の価値が守られ、訪れる人と地域住民が共に育む地域 目指す姿:観光収益の一部が自然保護活動に還元される仕組みを確立。旅行者は環境保全のルールを理解・遵守し、住民は観光客を温かく迎え入れる。「環境・住民への負荷」が最小化され、共存共栄が実現された未来。 Vision3（体験価値）：すべての旅行者が感動的な体験を通じて、やんばるのファンになる地域 目指す姿:表層的な観光ではなく、やんばるの自然の奥深さや文化の豊かさに触れる本物の体験が提供される。「脆弱な受入環境」が改善され、質の高いおもてなしにより、旅行者が生涯忘れない思い出を持ち帰る未来。

4. 募集内容

(1) 募集区分

当面は、会員事業者による自由な発想での提案（フリー型）を募集します。当法人が重点的に取り組むべき課題が明確化した場合には、テーマを提示するテーマ型募集を別途行うことがあります。

(2) 対象となる事業の要件

- ・ 当法人の Purpose・Mission・Vision の実現に資する事業であること
- ・ 「Yam-D」等のデータから抽出される課題の解決、又は地域振興につながる、独自性のある提案であること
- ・ 一市町村内で完結する課題解決にとどまらず、やんばる地域（北部 12 市町村）における広域的な課題解決、又は広域的な地域振興に資する提案であること
- ・ 既存の商品・サービスをそのまま提供・販売するものではなく、当法人との連携によって新たな検証・展開が期待できるものであること（他地域で実施実績がある事業でも、やんばる地域における独自性・新規性があれば対象とします）
- ・ 提案時点だけでなく、事業開始時点においても独自性を有するなど、長期的な視点を持つ提案であること

5. 応募資格

(1) 対象となる事業者の要件

- ・ 一般社団法人沖縄やんばる DMO の会員であること
- ・ 提案を事業化する場合に、実施主体となる意思がある事業者であること
- ・ 単独での応募のほか、複数の会員事業者によるグループ（共同事業体）としての応募も可能です。グループで応募する場合は、代表となる事業者を定め、代表事業者が申込書類を提出してください。応募時にグループの構成員及び役割分担を明らかにしてください。
- ・ 当法人と継続的に対話し、積極的に連携事業を実施できる事業者であること

(2) 応募できない事業者（欠格事由）

次のいずれかに該当する事業者は、応募の対象となりません。グループで応募する場合は、構成員全員が対象となります。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- ② 会社更生法及び民事再生法等による手続き中である団体
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が、役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
- ⑤ 公租公課を滞納している団体
- ⑥ 北部 12 市町村から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
- ⑦ 北部 12 市町村の指名停止基準による指名停止を受けている団体
- ⑧ その他、連携協定の対象としてふさわしくないと当法人が判断する団体

6. 当法人による支援内容

(1) 資金的支援

- ・ 支援額は、提案内容・事業規模・当法人の予算状況等を踏まえて協議のうえ決定するものであり、提案どおりの全額支援を保証するものではありません。

- ・当法人からの支援額のみで事業費の全額を賄うことを前提とせず、事業者による自己負担や他の財源（国・県等の補助金を含む）の活用を組み合わせた計画を歓迎します。

(2) 非資金的支援

- ・「Yam-D」等、当法人が保有する観光関連データの提供
- ・関係機関（行政、観光協会、地域団体等）との調整・橋渡し
- ・当法人の広報媒体（ウェブサイト、SNS、会員向け情報等）を活用した広報協力
- ・事業実施に必要な会場・フィールド確保に関する情報提供（可能な範囲）

7. 募集期間・スケジュール

募集要項の公表	2026 年 8 月
事前相談の受付	随時（申込締切の 1 週間前まで推奨）
申込書の受付	2026 年 8 月～2026 年 9 月 30 日（水）
書類確認・ヒアリング	2026 年 10 月上旬～中旬
審査	2026 年 10 月下旬
優先交渉権の通知	2026 年 11 月中旬
協定締結・事業内容協議	2026 年 11 月～2027 年 2 月頃
契約締結・事業実施	2027 年度

※ 事業内容の協議が調わない場合や、当法人予算が確保できない場合は、事業化されないことがあります。

※ 実施費用のかからないもの等は、今年度より連携事業を事業化するもの考えられます。

8. 応募方法

DMO 会員マイページより、お知らせ「やんばる観光連携事業」にある申込フォームより応募ください。

なお、事業説明資料の様式は任意ですが、10 ページ以内へまとめていただき、申込フォームへ添付をお願いいたします。

9. 審査

(1) 審査体制

当法人内において審査を行います。

(2) 審査項目

審査項目	配点目安	審査の視点
Purpose・Mission・Vision との整合性	20 点	当法人の Purpose・Mission・Vision の実現に資する提案であるか

独自性・独創性	20 点	既存の商品・サービスの単なる提供ではなく、独自のアイデアやノウハウに基づく新規性のある提案であるか
課題解決への貢献度	20 点	「Yam-D」等のデータから抽出される課題の解決、または地域振興に資する内容であるか
実現可能性	20 点	事業計画の具体性、実施体制、スケジュールの妥当性はあるか
費用対効果	20 点	効果が期待できるか。自己負担や他財源活用等の工夫があるか
計	100 点	

※ 満点の6割に満たない場合は不採択とすることがあります。

(3) 審査プロセス

- 書類確認：提出書類の内容・応募資格を事務局で確認します。
- ヒアリング：必要に応じて、提案内容についてのヒアリングを行います。
- 審査：審査項目に基づき採否を決定します。
- 通知：審査結果（優先交渉権）を文書又はメールにて通知します。

10. 採択後の流れ

- ・採択事業者とは、事業化に向けて誠実に協議することについて、協定書（覚書）を締結します。
- ・協定締結後、当法人と採択事業者で事業内容の詳細協議を行い、2027 年度予算への反映を検討します。
- ・協議の過程で提案内容に変更が生じる場合は、当法人と協議のうえ調整します。変更の程度によっては、再度審査を諮ることがあります。
- ・双方が合意に至った場合、契約を締結し、事業を開始します。
- ・協議が整わない場合、採択を取り消し、協定を解除することがあります。この場合、事業者が協議の過程で負担した費用について、当法人は責任を負いません。

11. その他留意事項

(1) 成果報告

採択事業者は、事業実施状況や成果について、当法人が別途定める様式・時期により報告するものとします。

(2) 提案費用の負担

提案（申込書の作成及び提出、事前相談等）に要する費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 著作権

申込書及び提案内容の著作権は応募事業者に帰属します。ただし、当法人は審査及び結果の公表等、必要な範囲でこれを使用することがあります。

(4) 提案内容の公表

採択された事業については、事業者名及び事業概要を当法人ウェブサイト等で公表することがあります。公表を希望しない場合は、個別にご相談ください。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しません。また、審査以外の目的には使用しません。

(6) 公募の承諾

応募事業者は、申込書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。

12. お問い合わせ・お申し込み先

担当	一般社団法人沖縄やんばる DMO 吉門
お申込み方法	DMO 会員マイページより、お知らせ「やんばる観光連携事業」にある、申込フォームより応募ください。

※ 本要項の内容は、必要に応じて変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。